

第六管区海上保安本部公示第41号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年8月11日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所
住 所 香川県高松市朝日新町1-30
名 称 第六管区海上保安本部
住 所 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 備讃瀬戸北航路及び水島航路（付図のとおり）
期 間 令和3年 9月 7日から
令和3年 9月30日までのうち 2日間
- 3 水路測量の実施方法
スワス音響測深機及び多素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる
 - (2) 六管区水路通報第32号（令和3年8月20日発行）により周知



